

令和4年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

日本社会事業大学

令和5年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	10
領域5 学生の受入に関する基準	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	13
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じ
て実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」
という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識
者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価
を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識
者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調
査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会におい
て、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確
認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしてい
るか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・
研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしてい
るか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満
たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学とし
て相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和5年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○ 日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山 内	進	一橋大学名誉教授
山 口	宏 樹	大学入試センター理事長
山 本	健 慈	国立大学協会参与
吉 田	文	早稲田大学教授
◎ 山 極	壽 一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高 田	邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
片 峰	茂	長崎市立病院機構理事長
高 島	忠 義	愛知県立大学名誉教授
山 本	健 慈	国立大学協会参与
川 嶋	太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
◎ 土 屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光 田	好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山	和 久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
阿波賀 邦 夫	名古屋大学教授
片 山 英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近 藤 倫 明	北九州市立大学特任教授
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
白 石 小百合	横浜市立大学教授
◎ 高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
土 川 覚	名古屋大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
徳 久 剛 史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
奈良間 美 保	京都橘大学教授
原 田 信 志	熊本大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
湯 川 嘉津美	上智大学教授
横 田 光 広	宮崎大学教授

横 山 知 行 新潟大学教授

(第2部会)

◎ 片 峰	茂	長崎市立病院機構理事長
片 山 英 治		野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
清 水 美 憲		筑波大学教授
竹 内 啓 博		公認会計士、税理士
棚 橋 健 治		広島大学副学長
谷 口	功	国立高等専門学校機構理事長
土 屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄		公認会計士
戸田山 和 久		名古屋大学教授
奈良間 美 保		京都橘大学教授
深 見 公 雄		放送大学高知学習センター所長
松 原	仁	東京大学教授
三 浦 浩 喜		福島大学長
光 田 好 孝		大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子		公認会計士
山 下 一 夫		鳴門教育大学参与
横 矢 直 和		奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石 田 朋 靖		高崎健康福祉大学長
大 谷	順	熊本大学理事・副学長
小 川 宣 子		中部大学客員教授
片 山 英 治		野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
加 藤 映 子		大阪女学院大学長
齋 藤 一 弥		筑波大学教授
佐 藤 信 行		中央大学教授
佐 藤 之 彦		千葉大学教授
◎ 高 島 忠 義		愛知県立大学名誉教授
竹 内 啓 博		公認会計士、税理士
土 屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄		公認会計士
戸田山 和 久		名古屋大学教授
西 村 伸 一		岡山大学教授
藤 田 佐 和		高知県立大学教授
光 田 好 孝		大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子		公認会計士
山 内	進	一橋大学名誉教授
山 岡	洋	桜美林大学教授

山 中 正 紀	北海道千歳リハビリテーション大学教授
吉 井 昌 彦	神戸大学教授
米 村 千 代	千葉大学教授

(第4部会)

位 田 隆 一	国立大学協会専務理事
尾 家 祐 二	九州工業大学名誉教授
片 山 英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
高 野 和 良	九州大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	名古屋大学教授
前 田 健 康	新潟大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
◎ 山 本 健 慈	国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
洪 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪公立大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
○ 新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
森 利 枝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

日本社会事業大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 社会福祉学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。（基準 5－3）

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について）

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 1 学部及び 2 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・社会福祉学部（2 学科：福祉計画学科、福祉援助学科）

[大学院課程]

- ・社会福祉学研究科（博士前期課程 1 専攻：社会福祉学専攻、博士後期課程 1 専攻：社会福祉学専攻）
- ・福祉マネジメント研究科（専門職学位課程 1 専攻：福祉マネジメント専攻）

平成 28 年度に、社会福祉学部福祉計画学科及び福祉援助学科について、学生の確保の観点から、入学定員の見直しを行っている。また、福祉マネジメント研究科福祉マネジメント専攻について、今日的課題に対応し得る高度福祉専門職人材の育成と管理を目的としたカリキュラムの見直しを行い、入学定員の見直しを行っている。

令和 3 年度に、福祉マネジメント研究科福祉マネジメント専攻について、質の高い学びの実践共同体を構築し、専門職大学院の価値を高めることを目的として、入学定員を 60 人から 50 人に減らしている。

これらの組織とは別に、社会福祉士養成課程（一般養成課程（修業期間：18 か月、定員：360 人）、短期養成課程（修業期間：9 か月、定員：140 人）、精神保健福祉士養成課程（修業期間：9 か月、定員：150 人）、社会福祉主事養成課程（修業期間：1 年間、定員：650 人）からなる、通信教育科を置いている。

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1－2－2 のとおり、著しく偏っていない。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、社会福祉学部又は福祉マネジメント研究科に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、学部に学部長、学科に学科長、研究科についてはそれぞれの研究科に研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、学部に学部教授会、学部運営委員会、学部教務委員会、学部FD委員会等を置き、社会福祉学研究科には社会福祉学研究科委員会を、福祉マネジメント研究科には専門職大学院研究科委員会を置いている。

学部教授会は、学長及び学部の教授、准教授、講師、助教等から構成され、学生の入学、卒業、課程の修了等の学校教育法第 93 条に規定される事項、学生の賞罰に関する事項、学部に係る諸規則の制定改廃に関する事項等を審議している。社会福祉学研究科委員会は、学長及び大学院学則第 8 条に基づく別表(二)の論文指導または別表(三)の博士論文指導を担当する専任の教授及び准教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。専門職大学院研究科委員会は、学長及び授業科目を担当する専任の教授、准教授及び講師から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。各教授会は、令和 3 年度には、別紙様式 1－3－2 のとおり開催されている。

全学連絡調整会議は、学長、社会福祉学部長、各研究科長、各教育研究組織の長、附属図書館長、社会事業研究所長等、事務組織の長から構成され、全学的見地から教育研究組織等相互の連携・調整等を行っている。令和 3 年度には、別紙様式 1－3－3 のとおり開催されている。全学連絡調整会議について、議事運営方法に関して、学長が決定している。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、学長、社会福祉学部長、社会福祉学研究科長、福祉マネジメント研究科長、事務局長、附属図書館長を自己点検・評価の責任者、学長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は自己点検・評価検討委員会であり、その役割分担は内部質保証に関する規程に明確に定めている。中核的な審議機関である自己点検・評価検討委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、社会福祉学部長、社会福祉学研究科長、福祉マネジメント研究科長、社会事業研究所長、附属図書館長、事務局長、学長が指名する教員 3 名程度によって構成している。また、自己点検・評価の結果は学長が常務理事となっている常務理事会に報告し、学校法人として審議したのち、理事長がその報告書を公表することを定めている。

それぞれの教育研究上の基本組織について、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備することを、内部質保証に関する規程で明確に定めている。

社会福祉学部においては、社会福祉学部長を責任者としてその質保証を行っている。

社会福祉学研究科においては、社会福祉学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

福祉マネジメント研究科においては、福祉マネジメント研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、事務局長を責任者として総務部が、学習環境については、事務局長を責任者として学部学生委員会、社会福祉学研究科学生委員会、福祉マネジメント研究科学生委員会が、情報設備については、学長を責任者として情報化戦略推進委員会が、附属図書館については、図書館長を責任者として図書館運営委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する規程によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項、就職支援、留学生の支援等については、社会福祉学部長、社会福祉学研究科長、福祉マネジメント研究科長を責任者として学部学生委員会、社会福祉学研究科学生委員会、福祉マネジメント研究科学生委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する規程によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、社会福祉学部長、社会福祉学研究科長、福祉マネジメント研究科長を責任者として学部入試委員会、社会福祉学研究科入試管理委員会、福祉マネジメント研究科入試管理委員会が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証についての質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する規程によって定めている。

基準 2－2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、自己点検・評価実施要領に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6－1 から基準 6－8 に照らした判断を行うことを自己点検・評価実施要領に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、自己点検・評価実施要領に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、社会福祉学部意見聴取実施要領、社会福祉学研究科授業評価及び教育環境に関するアンケートの実施要領、社会福祉マネジメント研究科意見聴取実施要領を定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、自己点検・評価実施要領に定めている。

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して実施する自己点検・評価によって、課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2－3－1 のとおり全学又は学部等ごとに実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、教授会での審議を踏まえ、学校法人日本社会事業大学寄附行為の第 26 条第 6 号及び第 47 条が規定する「寄附行為の変更」の手順に沿って、理事会が最終的な審議、決定を行っている。

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さら

にその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教育職員の採用、昇格等に係る手続を定める規程、教育職員選考規程、教員の選考に関する申合せ、採用人事等における適正な選考方法に関するガイドライン等を定め、書面による業績審査、面接等を評価して、別紙様式 2－5－1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教育職員実績評価実施規程、教育職員実績評価細則を策定し、別紙様式 2－5－2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教育職員実績評価実施規程、教育職員実績評価細則に基づき、評価結果の勤勉手当等への反映等、別紙様式 2－5－3 のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2－5－4 のとおり、視覚障害者のための情報保障、緊急事態宣言延長下における教務の諸課題、実践課題研究報告書の調査分析・考察方法、報告書指導等を組織的に実施している。FDの組織的な実施について、全学的な方針等は定めていないが、学部及び研究科の常設委員会であるFD委員会が組織的なFDの企画、実施を行っている。

教育活動を展開するため、別紙様式 2－5－5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2－5－6 のとおり、障害学生支援理解・啓発セミナー、留学生に対する生活指導講習、障害学生支援実務者育成研修会、個人情報保護研修を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。TA等の教育補助者に対して、研修、セミナー等は実施していないが、ガイダンスに加え、業務報告書の内容を踏まえ、授業担当教員が随時、指導するなどしている。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

私立学校振興助成法第 4 条第 1 項又は第 9 条に規定する「補助金の交付を受ける学校法人」には当たらないが、学校法人会計基準に定める原則に基づき経理し、計算書類等を作成・公表している。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学校法人日本社会事業大学に管理運営のために、理事会、評議員会を、日本社会事業大学に全学連絡調整会議を設置している。

理事会は、学長、理事（理事長、学長等）7 人以上 11 人以内（令和 4 年 5 月 1 日現在 9 人）で構成され、予算、事業計画等評議員会の意見を聞かなければならない事項、各種規程の制定、改廃等理事会の議を経ることが別に定められているもの及び常務理事会の議題とすることが適当であると理事長が判断した事項等を審議している。

評議員会は、17 人から 23 人以内（令和 4 年 5 月 1 日現在 19 人）の評議員で構成され、理事長から諮問のある大学の重要事項（予算及び事業計画、寄付行為の変更等）について審議している。

全学連絡調整会議は、全学の教育研究、管理運営に関する事項等を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理は総務部総務課、公益通報者保護は総務部総務課、研究・図書館事務室、生命倫理は研究・図書事務室が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は総務部総務課、情報セキュリティは総務部総務課、LAN 管理センター、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は研究・図書館事務室、学生危機対応は学生委員会、教務委員会、総務部総務課、新型コロナウイルス感染症対策本部が責任部署となっている。

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規則に基づき、事務組織を設置している。事務局に事務局長 1 人を、総務部に部長 1 人を、教務部に部長 1 人、次長 1 人を、学生支援部に部長 1 人、次長 1 人を置くとともに、研究・図書館事務室、LAN 管理センター、附属子ども学園及び通信教育室に事務組織を設置している。

別紙様式 3－3－1 のとおり、常勤 41 人、非常勤 20 人を配置している。

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3－4－1 のとおり、教員及び事務職員等が保健指導委員会、衛生委員会、LAN 管理センター等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3－4－2 のとおり、個人情報保護研修（79 人参加）、科学研究費補助金助成事業制度の講演会（35 人参加）、フルタイム契約職員対象規程集活用説明会（26 人参加）等を実施している。

基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

私立学校法に基づき、監事 2 人（非常勤 2 人）が設置者である学校法人に置かれている。監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、業務の監査、財産の状況の監査、理事の業務執行の状況の監査等を行うとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

会計監査人による監査が実施され、結果が公表されている。

私立学校振興助成法第 4 条第 1 項又は第 9 条に規定する「補助金の交付を受ける学校法人」には当たらないが、自発的に会計監査人の監査を受けている。また、内部監査を専門に担当する部署は設置していないが、監事及び会計監査人が、情報共有を図っている。

監事及び会計監査人は、理事長及び専務理事と意見交換を行っている。

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3－6－1 のとおり公表している。なお、法令等が公表を求める事項のうち学校教育法第 109 条第 1 項に規定する自己点検・評価結果は、自己評価書提出時点には公表されていないが、令和 4 年 10 月に公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

竹丘キャンパス（清瀬市竹丘）、文京キャンパス（文京区小石川）の 2 キャンパスを有し、その校地面積は計 59,554 m²、校舎等の施設面積は計 24,301 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、2 キャンパスで受講する学生に対しては、時間割の工夫をするほか、遠隔授業装置を活用したキャンパス間講義を実施し、学生が無理なく受講可能とするなど配慮している。大学院生のほとんどが福祉関係の仕事と両立させながら学んでいるため、授業は週末の夜間、土曜日日中で実施している。また、同時双方向にオンライン及び対面で授業をするなど、自宅、文京キャンパス、竹丘キャンパスのいずれからも受講可能としている。

法令が定める附属施設は設置していないが、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして附属子ども学園を設置し、実習施設としている。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。竹丘キャンパスと文京キャンパスの耐震化率については、それぞれ 100%である。バリアフリー化については、スロープの設置、点字ボタン付きエレベータ、自動ドアの設置を行うなど、配慮している。安全防犯面については、防犯カメラ、AEDの設置を行うなど、配慮している。

学内ネットワーク等を整備し、活用している。

竹丘キャンパスに竹丘校舎図書室、文京キャンパス内に文京校舎図書室を設置しており、令和 4 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 256,861 冊、学術雑誌 4,648 種、電子ジャーナル 875 種である。延面積 3,429 m²、閲覧座席数は 234 席であり、平成 27 年度に実施した大学機関別認証評価において指摘された図書館の開館時間は、原則として 9 時から 20 時まで延長しており、図書館が有効に活用されている。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、学生自習室、夜間閲覧室、教室、食堂・喫茶室、閲覧スペースが自主学習のために効果的に使われている。なお、無線 LAN が利用可能なロビーやコロナ禍で休業している食堂については、自主学習やオンライン授業にも有効に活用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、保健管理センター、学生支援課を設置し、別紙様式4-2-1のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止・対策等に関する規則等に基づき、ハラスメント防止・対策委員会、ハラスメント相談員が相談窓口となり、保健管理センターや学部、研究科等と連携しハラスメント防止対策に関する方針を周知、啓発している。

30 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、運動施設、大学会館等を整備し、運営資金援助、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、学生委員会（留学生担当）を設置するとともに、ゼミ教員、アカデミックプランニング教員等を配置し、学習環境相談、勉学上の相談を行うなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等のため、別紙様式4-2-4のとおり、要支援確認ヒアリングの実施、授業の情報保障（PCテイク・手話通訳等）、学習環境コーディネート等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学科及び授業料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準 5－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

全ての学部・研究科において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 5－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式 5－2－1 の実施体制のとおり、公正に入試が実施されている。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証している。

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 5－3 を満たしていない。

【改善を要する点】

社会福祉学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

・社会福祉学部：1.20 倍

[博士前期課程]

・社会福祉学研究科：0.32 倍

[博士後期課程]

・社会福祉学研究科：0.60 倍

[専門職学位課程]

・福祉マネジメント研究科：0.76 倍

社会福祉学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、すべての学部、研究科において、自己評価書提出時点では、教育課程方針について、③学習成果の評価方針が明示されていなかったが、令和 4 年 10 月までに明示して定めている。

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則及び大学院学則で定めている。

社会福祉学研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、研究指導計画を策定、明示した上で指導することとしている。

専門職学位課程として、福祉マネジメント研究科を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用している。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、社会福祉学部及び社会福祉学研究科において、各科目の授業期間が原則として15週にわたるものとなっている。また、福祉マネジメント研究科においては、4週8コマを1単位として授業を実施しているが、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式6-4-4のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。

社会福祉系専門職大学院として、福祉マネジメント研究科を設置しており、履修登録の上限設定の制度を適切に設けている。

福祉マネジメント研究科において、大学院設置基準第14条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6-5-1のとおり、指導、助言が行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6-5-2のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式6-5-3のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式6-5-4のとおり整えている。

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準6-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。なお、すべての学部、研究科において、自己評価書提出時点では、科目履修の到達目標に即して、組織として定めた基準が策定されていなかったが、令和4年11月までに明文化されている。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点では、成績に対する異議申立て制度を設ける規程等が定められていなかったが、令和4年11月までに成績評価異議申立てに関する規程が制定され、成績異議申立てに対する組織的な対応が規定されている。

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6－7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）の要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6－8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおり、就職及び進学の状況は、別紙様式6－8－2のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果によれば、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。